

○武蔵村山市個人情報保護条例 抜粋

平成元年12月27日条例第30号

(保有の制限及び利用目的の特定等)

第5条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、その所掌する事務の目的を達成するために必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に係る個人情報を保有してはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき、本人の同意があるとき、又は実施機関が第22条第1項に規定する武蔵村山市個人情報保護審議会（同項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴いて特に行政執行上必要があると認めるときを除く。

(1) 個人の思想、信条、宗教及び社会的差別の原因となる事実に関する事項

(2) 実施機関が審議会の意見を聴いて個人の権利利益を侵害するおそれがあると認めるとき

3 実施機関は、第1項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

4 実施機関は、利用目的を変更するときは、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(適正管理)

第9条 実施機関は、保有個人情報の管理責任者を置き、次に掲げる事項について必要な措置を講じさせなければならない。

(1) 保有個人情報を正確かつ最新のものとする。

(2) 保有個人情報の改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。

(3) 保有個人情報の漏えいを防止すること。

2 実施機関は、保有個人情報の保有の必要がなくなったときは、速やかに当該保有個人情報を廃棄し、又は消去しなければならない。

(開示義務)

第13条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第3項に規定する事務をつかさどる機関である内閣府、宮内庁、同法第49条第1項若しくは第2項に規定する機関、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。）の指示等により、開示することができないと認められる情報

(2) 開示請求者（第11条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人とする。以下この条、次条第2項及び第15条の4において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人

の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 試験、選考、指導、相談等に係る事務に関し、評価、判断等その事務の過程若しくは基準が明らかとなるおそれ又は公正な事務が行えなくなるおそれ
 - イ 監査、検査、取締り又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - カ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上又は事業運営上の正当な利益を害するおそれ
- (6) 代理人による開示請求がなされた場合において、開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報

(開示請求に対する決定)

第15条の2 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)又は開示しない旨の決定(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)をし、開示請求者に対し書面によりその旨を通知しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、同項の書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該決定の日から1年以内に当該開示しないこととした保有個人情報を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を併せて通知するものとする。

(開示決定等の期限)

第15条の3 前条第1項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日の翌日から起算して30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の

理由を書面により通知しなければならない。

(訂正の決定の期限)

第16条の5 前条第1項の決定は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第16条の2第3項において準用する第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第15条の3第2項の規定は、前条第1項の決定について準用する。この場合において、同項中「30日」とあるのは、「60日」と読み替えるものとする。

(利用停止の決定の期限)

第17条の5 第16条の5の規定は、前条第1項の決定について準用する。この場合において、第16条の5第1項中「第16条の2第3項」とあるのは、「第17条の2第2項」と読み替えるものとする。

(費用の負担)

第18条 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に要する費用は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、保有個人情報の開示をする場合において、保有個人情報の写しの交付をするときは、当該写しの作成及び送付に要する費用（文書、図画又は写真に記録されている保有個人情報の写しの作成に要する費用を除く。）は、開示請求者の負担とする。

第5章 個人情報保護審議会

第22条 この条例による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、武蔵村山市個人情報保護審議会を置く。

2 審議会は、実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

(1) この条例によりその権限に属する事項

(2) 個人情報保護制度の運営に関する重要事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、審議会に諮ることが適当と認められる事項

3 審議会は、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について実施機関に意見を述べることができる。

4 審議会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員10人をもって組織する。

(1) 学識経験者 5人

(2) 市民 5人

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(個人情報目録の作成)

第30条 市長は、各実施機関における保有個人情報の検索に必要な目録を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

(運用状況の公表)

第31条 市長は、この条例の運用状況を毎年1回公表しなければならない。